

可児市農業委員会第1回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年1月6日(火)午後3時00分から4時05分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、杉本 隆久、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、土田 幸嗣、仙石 廣男
欠席委員	生田 信昭、菱川 幸夫、井藤 平榮
事務局	事務局長 莊加 淳夫 課長 山口 功、係長 長谷川 昇、書記 山本 尚美
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について 第5号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議長	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。
事務局	議案の訂正をお願いします。議案の10ページ、5条の受付番号6番は取り下げになりました。 12ページ、5条の受付番号7番は取り下げです。 16ページ、5条の受付番号17番は取り下げです。 22ページ、非農地証明交付申請の受付番号4番、二野字南山を字三作、面積を33㎡に訂正をお願いします。 次に説明資料の23ページ、5条受付番号12番の譲渡人と譲受人が逆になっていますので、訂正をお願いします。 39ページ、非農地証明交付申請の受付番号4番の資料について、差し替えをお願いします。 最後に、別冊で説明資料の地図を付けさせていただきました。以上です。
議長	平成27年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私

共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の欠席委員は2番生田信昭委員、8番菱川幸夫委員、10番井藤平榮委員の3名で、只今の出席委員は16名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回児市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。

日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、14番渡邊千春委員、15番可児すみ子委員の両名を指名します。

議 長 日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権の移転3件、交換による所有権の移転1件、贈与による所有権の移転2件、合計6件の申請があります。

受付番号1 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の中恵土の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字ボタ下、地目は田で、面積は120㎡、農振区域内の農地です。

譲受人は、譲受人の経営面積は3反未満であるが、申請地は譲受人の農地に隣接して挟まれた土地であり、位置形状から一体利用することが望ましいとなっております。

譲受後の耕作面積は1,003㎡となります。

受付番号2 谷迫間からの申請の案件は、譲渡人の谷迫間の方と譲受人の谷迫間の方の間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、谷迫間字大清水、地目は田で、面積は13㎡、農振区域内の農地です。

譲受人は、平成25年12月に農地転用許可を取り共同住宅の駐車場として整備する予定であった土地であったが、既存水路の付替えの関係で、駐車場整備の計画を変更し許可を一部取り消したため、隣接農地を所有する譲受人に贈与するものとなっております。譲受後の耕作面積は4,156㎡となります。

なお、関連案件で5条受付番号10及び事業計画変更受付番号1が同時申請されています。

受付番号3 室原からの申請の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の室原の方の間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字下、地目は田で、面積は608㎡、農振区域内の農用地です。

譲渡人の弟である譲受人は、隣接する一枚田となる田を所有しており、経営面積の規模拡大を図るため、贈与により取得するものとなっております。譲受後の耕作面積は5,603㎡となります。

受付番号4 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の美濃加茂市の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑で、面積は93㎡、第1種住居地域です。

譲受人は、美濃加茂市で農業経営されているが、今般、隣接する分譲地に分家住宅

を建築するため、申請地を取得して経営面積の規模拡大を計画するとなっています。

譲受後の耕作面積は 13,218 m²となります。

受付番号 5 下恵土からの申請の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の下恵土の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野区路、地目は田で、面積は 347 m²、第 2 種住居地域です。

譲受人は、譲受人の農地が県道広見・宮前線道路改良事業に伴い減少するため、申請地を代替地として取得し、農業経営を維持するとなっています。譲受後の耕作面積は 6,052 m²となります。

受付番号 6 下恵土からの申請の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の下恵土の方の間における交換による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野林、地目は田で、面積は 30 m²、準工業地域です。

譲受人は、譲受人の経営面積は 3 反未満であるが、今回、兄弟間による土地の交換として取得するもので、申請地西側に隣接する譲受人所有の田と一体利用することができるとなっています。譲受後の耕作面積は 218 m²となります。

なお、申請地南側隣接にある譲渡人の交換対象農地は、転用許可済となっています。

いずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 中恵土をお願いします。

受付番号 1 について、7 番山田が報告します。

現在、野菜や柿の木があり、農業用水等への悪影響もなく、問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 谷迫間をお願いします。

受付番号 2 について、13 番小池が報告します。

この案件は 5 条の 10 番、事業計画変更の 1 番の 3 件が絡んでおります。一体を駐車場 8 台整備してしまったところ、譲受人の所有地にもかけて駐車場を作ってしまったので、その交換という話し合いがついたもので、5 条 10 番の土地と交換という形です。

譲受人は現在、農地を経営しておりますので、問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 3 室原、生田委員欠席ですので、土田委員をお願いします。

受付番号 3 について、18 番土田が報告します。

兄弟で相続した土地を、現在耕作している譲受人に無償で譲り渡すということで、問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 4 土田をお願いします。

受付番号 4 について、11 番堀井が報告します。

住宅建設の南側の家庭菜園とするもので、問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 5、6 下恵土をお願いします。

受付番号 5、6 について、17 番可児が報告します。

受付番号 5 について、従来の土地が県道拡張のため減るということで、代替地として取得するもので、問題ないと思います。

受付番号 6 について、兄弟同士の土地の交換ということで、問題ないと思います。

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長

山田委員

議 長

小池委員

議 長

土田委員

議 長

堀井委員

議 長

可児(勉)委員

議 長

議 長 【意見なしの声多数あり】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 2、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 3、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 6 件の申請があります。

受付番号 1 広見からの申請の案件は、申請人の矢戸の方が共同住宅の駐車場を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字木ノ元、地目は田、面積は 257 m²。申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は田、北側は道路となっており、農振区域内の農用地区域外の農地で、許可後 180 日の計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地東側にある宅地を一体利用して共同住宅を建築し、その駐車場とするものです。

農地転用許可区分は、住宅が隣接しており、一団農地が 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水柵はすべて浸透柵で、雨水排水は既設排水路、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 中恵土からの申請の案件は、申請人の中恵土の方が住宅用倉庫への進入路を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字竹腰、地目は畑、面積は 4.30 m²。申請地の東側は 5 条申請中の譲渡人の畑、西側は一体利用の 5 条申請中の畑、南側は一体利用の 5 条申請中の畑、北側は一体利用の宅地となっており、農振区域内の農用地区域外の農地で、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地南側に建築する住宅用倉庫への進入路とするものです。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所から 330m であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地の一体利用で、5 条受付番号 5 が同時提出されています。

受付番号 3 久々利からの申請の案件は、申請人の久々利の方が一般個人住宅の車庫を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字南町、地目は田、面積は 415 m²。申請地の東側は畑、西側は宅地、南側は水路、北側は宅地と畑となっており、農振区域内の農用地区域外の農地で、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、久々利川の県の河川改修事業に伴い、既存車庫が支障移転

となり、住宅に隣接する申請地に車庫を建築するものです。

農地転用許可区分は、市役所支所である久々利連絡所から 490mであることから第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 塩河からの申請の案件は、申請人の塩河の方が、追認案件ですが、一般個人住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩河字新田、地目は畑、面積は 69 m²。申請地の東側は一体利用地の宅地、西側は一体利用地の宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており、第 1 種住居地域、農振区域内の農用地区域外の農地で、許可後 1 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、平成 7 年に隣接する宅地の一体利用地として住宅建築を行い、現在に至るものです。

なお、農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんしていることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は東側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 5 下恵土からの申請の案件は、申請人の下恵土の方外 1 名が共同住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字針田の一部、地目は田、面積は 592 m²。申請地の東側は道路、西側は水路、南側は畑、北側は排水路となっており、準工業地域で、許可後 6 ヶカ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、共同住宅 1 棟 6 戸を建築するものです。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 6 今渡からの申請の案件は、申請人の今渡の方が一般個人住宅の庭と物置敷地を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は畑、面積は 206 m²。申請地の東側は水路、西側は宅地、南側は自己所有地の畑、北側は宅地となっており、第 1 種住居地域で、許可後平成 27 年 12 月 28 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、北側の宅地に個人住宅を建築し、その庭及び物置敷地とするものです。

なお、農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1 広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号1について、5番可児が報告します。
周囲は宅地で、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2 中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号2について、8番山田が報告します。
5条の5番と同時申請で、雨水排水は自然浸透、農業用水への影響はなしということで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3 久々利をお願いします。

仙石委員 受付番号3について、19番仙石が報告します。
所有地内の車庫の移転ということで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号4 塩河をお願いします。

土田委員 受付番号4について、18番土田が報告します。
耕地整理した時に道路の付け替えがあり、道路より西側はほとんど宅地して管理されていますが、この土地については、申請人の父親が農業用の作業小屋として最初作ってありましたが、平成7年に住宅を建てており、始末書がでておりますが、特に問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5 下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号5について、17番可児が報告します。
共同住宅を作るという申請で、一般基準はすべてクリアされており、問題ないと思えます。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6 今渡、菱川委員欠席ですので、現地確認に行かれた方、をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号6について、17番可児が報告します。
申請者の方が家を建てた時に、すでに物置があったということで、始末書がでておりますが、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農

地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 14 件、贈与による所有権移転 1 件、使用貸借権の設定 5 件、合計 20 件の申請があります。

受付番号 1 瀬田からの申請の案件は、譲渡人の御嵩町の方と譲受人の瀬田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字綾ヶ根外 1 筆、地目は田、面積は 385 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が代表取締役である申請地東側の自動車修理工場の駐車場とする計画をしたとなっております。

農地転用許可区分は、市役所支所である広見東連絡所から 250m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

なお、農地法の許可を受けずに駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 2 中恵土からの案件は、貸付人の中恵土の方と借受人の中恵土の方の間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷、地目は田、面積は 371 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は貸付人の田と宅地、北側は田となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、可児工業高校まで 310m 及びめぐみ保育園まで 520m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 3 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の中恵土の方外 9 名と譲受人の名古屋市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字道下外 15 筆、地目は田と畑、面積は合計 2,535 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路と畑、西側は水路、南側は水路と堤、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、宅地造成後、11 区画の分譲住宅を建築販売するとなっております。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所まで 260m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は既設水路に接続、上下水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障

になることはないと思われます。

受付番号 4 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建設業資材置場の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字欠ノ上外 1 筆、地目はいずれも畑で、面積は合計 691 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は山林と一体利用地の宅地、西側は水路、南側は水路、北側は水路となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は隣接地を一体利用して、建設業である譲受人の建築資材及び砂利等の資材置場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所まで 170m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 5 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の倉庫の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字竹腰外 2 筆、地目はすべて畑で、面積は合計 234.39 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地と譲渡人の畑、西側は宅地、南側は譲渡人の畑、北側は道路と宅地となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地北側に居住する譲受人の住宅用倉庫を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所まで 330m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 8 兼山からの申請の案件は、譲渡人の兼山の方と譲受人の岐阜市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建築業資材置場の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字餅投、地目は田で、面積は 135 m²、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は水路、南側は譲受人の自己所有地、北側は荒地となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地南側の倉庫敷地の一体利用地として、譲受人の資材置場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、事業用施設に隣接しており、一団農地が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は隣接する北側水路、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 兼山からの案件は、貸付人の兼山の方と借受人の土岐市の方外 1 名との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を

求めるものです。

土地の概要は、兼山字殿町、地目は畑、面積は 256 m²、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は宅地、南側は畑、北側は道路となっており、許可後平成 27 年 8 月 1 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の子と母である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、太田歯科医院まで 190m 及び和知すこやかクリニックまで 530 m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 谷迫間からの申請の案件は、譲渡人の谷迫間の方と譲受人の愛知県東海市の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が共同住宅の駐車場の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、谷迫間字大清水、地目は田で、面積は 8.57 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は譲受人の土地、南側は水路、北側は水路となっており、許可後 3 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は隣接する一体利用地は、譲受人所有の共同住宅の駐車場拡張のため、平成 25 年 12 月に農地転用許可を受け、駐車場整備に着手したところ、水路の付け替えが必要であることが判明し、駐車場用地が歪であったこともあり、整形地にする上で、申請地を取得するとの計画であります。

農地転用許可区分は、共同住宅や事業施設が近接しており、一団農地が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

なお、農地法の許可を受けずに駐車場として整地し、加えて、可児市水路も整地しており、始末書が添付されています。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で 3 条受付番号 2 及び事業計画変更受付番号 1 が同時に提出されています。

受付番号 11 土田からの案件は、貸付人の土田の方と借受人の各務原市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道、地目は田、面積は 502 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は田、西側は水路、南側は道路、北側は道路となっており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の孫である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、名鉄可児川駅まで 330m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 12 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井の一部、地目は畑で、面積は 363.64 m²、第 1 種住居地域で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は宅地、南側は道路、北側は畑となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 13 土田からの申請の案件は、譲渡人の愛知県犬山市の方と譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北、地目は畑で、面積は 404 m²、第 1 種住居地域で、申請地の東側は道路、西側は畑と宅地、南側は道路、北側は道路となっており、許可後平成 27 年 5 月 3 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、2 区画の分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 14 東帷子からの申請の案件は、譲渡人の東帷子の方と譲受人の愛知県春日井市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場への進入路の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字石畑外 1 筆、地目はすべて田で、面積は合計 163 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は駐車場、南側は宅地、北側は堤で西可児駐輪場となっており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、西側に隣接する貸駐車場への進入路とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、名鉄西可児駅まで 100m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 15 東帷子からの申請の案件は、譲渡人の愛知県岩倉市の方外 3 名と譲受人の鳩吹台の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字中屋敷外 2 筆、地目はすべて畑で、面積は合計 726 m²、農

振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は山林、西側は道路、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地東側の山林を一体利用して譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、名鉄西可児駅まで320mであることから、立地基準判定は3地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号16 東帷子からの申請の案件は、譲渡人の東帷子の方と譲受人の三重県桑名市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字髭前、地目は畑で、面積は267㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は畑、西側は畑、南側は道路、北側は譲渡人の畑となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、譲受人の子（名古屋市在住）の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号18 下恵土からの申請の案件は、譲渡人の愛知県春日井市の方外1名と譲受人の可児市との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田の一部外1筆、地目はすべて田で、面積は合計383.08㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は道路予定地、北側は田となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は県道拡幅事業において、建物移転者に対する移転先として用地を確保するため、取得して宅地造成するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続予定です。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号19 下恵土からの申請の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の下呂市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建築業駐車場の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広瀬外1筆、地目はすべて田で、面積は合計405㎡、近隣商業地域で、申請地の東側は水路、西側は雑種地、南側は雑種地、北側は道路となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は隣接する西側及び東側の雑種地を一体利用して、

譲受人の営業所の駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。
受付番号 20 今渡からの申請の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の多治見市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町外1筆、地目はすべて畑で、面積は合計445㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は一体利用地の宅地、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は南側隣接の宅地を一体利用して、宅地造成後、4区画を宅地分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続予定です。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。
受付番号 21 今渡からの案件は、貸付人の土田の方と借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上ノ畑外2筆、地目はすべて畑、面積は合計349㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後平成27年4月末日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の娘婿である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。
受付番号 22 川合からの案件は、貸付人の川合の方と借受人の美濃加茂市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字林先の一部、地目は田、面積は221.54㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は貸付人の田、南側は貸付人の田、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の孫である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、かとうこども歯科クリニックまで240m及び市役所支所である川合連絡所まで480mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されま

す。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続となっておりますが、道路側溝がないため、西側の貸付人の農地か、その先にある川合排水路に放流するよう指導します。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 23 川合からの申請の案件は、譲渡人の川合の方と譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲の目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字上田外 2 筆、地目はすべて田で、面積は合計 626 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は井溝、西側は宅地転用地、南側は田、北側は道路となっております。許可後平成 27 年 4 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、宅地造成後、3 区画の分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、かわい幼稚園まで 260m 及びあらい歯科医院まで 550m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続予定です。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっております。特に支障になることはないと思われま

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 瀬田をお願いします。

渡邊委員 受付番号 1 について、14 番渡邊が報告します。

北側は道路、東、西、南側は宅地で、雨水排水は自然浸透、農業用水への影響はなしで、始末書がでており、問題にないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 から 6 中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号 2 から 6 について、7 番山田が報告します。

受付番号 2 について、雨水排水は道路側溝、上下水道は公共ということで、農業用水への影響はないと思います。

受付番号 3 について、11 区画の分譲住宅ということで、雨水排水は道路側溝、上下水道は公共、農業用水への影響はないと思います。

受付番号 4 について、かなり荒れている土地で、転用目的は建築資材置場ということで、利用については問題ないと思います。雨水排水は自然浸透で、中恵土連絡所との間に側溝がありますので、側溝へ放流ということになると思います。

受付番号 5 について、4 条の受付番号 2 と同時申請されており、北側に側溝がありますので、雨水排水は自然浸透とそこへ流すということで、農業用水への影響はないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 8、9 兼山をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号 8、9 について、5 番可児が報告します。

受付番号 8 について、笹竹の荒地で、下までは 8m から 9m のかなり急斜面になっていきますので、整備していただけるなら、問題ないと思います。

議 小池委員	長	<p>受付番号 9 について、山から下ってきた傾斜面で、山の影ということもあり耕作に向いていないようなところで、問題ないと思います。</p> <p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 10 谷迫間お願いします。</p> <p>受付番号 10 について、13 番小池が報告します。</p> <p>先ほどの 3 条の 2 番と交換ということで、駐車場として現在使っておりますが、西側は道路、東側は道路の法面、北側は山林、南に譲渡人の水田があります。道路側溝があったのか、南側に付けられた排水路へ雨水排水は流すという形で差支えないと思います。水田について、長年作付されておられませんので、今後も作付されないと思いますが、水路が東西にありますので、問題ないと思います。</p>
議 堀井委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 11、12、13 土田お願いします。</p> <p>受付番号 11、12、13 について、11 番堀井が報告します。</p> <p>受付番号 11 について、個人住宅を建築するというので、隣地耕作者の同意書もあり、一般基準判定はすべてクリアされております。雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路ということで、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 12 について、個人住宅を建築するというので、隣地耕作者の同意書もあり、一般基準判定はすべてクリアされております。雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路ということで、問題ないと思います。</p>
議 勝野委員	長	<p>受付番号 13 について、分譲住宅 2 棟を建築販売するというので、隣地耕作者の同意書もあり、始末書も提出されています。雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路で、すべてクリアされており、問題ないと思います。</p> <p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 14、15、16 東帷子お願いします。</p> <p>受付番号 14、15、16 について、16 番勝野が報告します。</p> <p>受付番号 14 について、譲受人の経営する貸駐車場が申請地の西に隣接しております。現在、その貸駐車場の出入口が駅東側の大変混雑する道路にあり、事故防止のため進入路とする所有権移転の申請で、北は堤、東は道路、南は公共用地、西は譲受人の駐車場に隣接しており、隣地の同意条件等は該当しないと思います。</p> <p>受付番号 15 について、所有権移転による個人住宅の建築ということで、北は崖地、南は道路、東は栗山、東は西可児土地区画整理事業の外周道路に接しており、隣地等の同意条件には該当しないと思います。雨水は道路側溝、下水は公共下水に接続で、農業用水への影響はないと思います。</p>
議 可児(勉)委員	長	<p>受付番号 16 について、所有権移転による個人住宅建築ということで、西可児土地区画整理事業区域内の土地です。隣地の同意書が提出されており、雨水は道路側溝、下水は公共下水へ接続で、農業用水への影響はないと思います。</p> <p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 17 から 19 下恵土お願いします。</p> <p>受付番号 17 は取り下げですので、18、19 について、17 番可児が報告します。</p> <p>受付番号 18 について、土岐可児線の拡幅工事のためということで、問題ないと思います。</p>
議 可児(勉)委員	長	<p>受付番号 19 について、地元の工務店が業務拡張のため、営業所の駐車場とするもので、一般基準はすべてクリアされており、問題ないと思います。</p> <p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 20、21 今渡、可児委員お願いします。</p> <p>受付番号 20、21 について、17 番可児が報告します。</p> <p>受付番号 20 について、整地して 4 区画の宅地分譲をするということで、一般基準は</p>

すべてクリアされております。

受付番号 21 について、個人住宅を建てるということで、周囲は宅地化されており、一般基準はクリアされております。

議 長
大澤委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 22 川合をお願いします。

受付番号 22 について、12 番大澤が報告します。

孫の家を建てるために土地を一部提供したいということで、三角形になっておりまして、その一体の中ですでに 4 件の方が転用して家ができており、残った広い所がすべてこの方の土地ですので、その中の一部を転用するというので、問題ないと思います。

合わせて受付番号 23 について、説明してよろしいでしょうか。

議 長
大澤委員

はい、お願いします。

北側の道が市の方できれいに整備されて広い道になっています。今回、隣接する農地は南側だけで、その同意書もでており、下水、水道、排水についてすべて迷惑がかかることはありませんので、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第 5、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 1 件の申請です。

受付番号 1 谷迫間からの申請の案件は、当初事業者兼事業承継者の愛知県東海市の方における当初許可の一部を取消し、規模縮小する所有権の移転で共同住宅の駐車場の建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、谷迫間字大清水、地目は田、面積は 46 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は当初の 5 条転用許可土地と水路用地と今回 5 条受付番号 10 の申請地、南側は水路の付け替え地、西側は道路、北側は 5 条転用許可土地となっております。

継承事由としましては、当初許可の段階では、申請地を駐車場の一部にする予定であったが、水路の付け替えで必要になることが判明し、駐車場への整備面積が減少するものとなります。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、許可地番を 3 筆に分筆しており、2 筆は許可取消願いを同時に提出されていま

さらに、関係案件として、3条受付番号2及び5条受付番号10を同時に提出されています。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1谷迫間をお願いします。

小池委員 よくわからなくなったので説明していただきたいのですが、これを事業計画変更というのは、この土地は農転の許可を受けた所ではないですか。ここは駐車場になっていると思いますが、そうではないですか。

事務局 3条で贈与する分と新しく水路になる分については、当初の許可から規模縮小したということです。規模縮小するという事業計画変更です。

小池委員 説明に2筆は許可取消願いを同時に提出されているとありますが、それが事業計画変更になったということですか。

事務局 はい。縮小したという意味です。

小池委員 3筆を分筆して、2筆については当初駐車場用地として考えていたが、駐車場の形が悪いので、許可取消願いが出され、そのための事業計画変更ということです。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第5号、土地現況確認申請に対する承認について、を議題といたします。なお、受付番号4番は、1番奥村武司委員が申請人となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号1番から3番、及び5番を先に審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は5件の申請があります。

受付番号1 二野からの申請の案件は、二野の方が所有する畑です。

土地の概要は、二野字山根外2筆、畑、面積は合計706㎡。昭和35年頃から耕作しなくなり、昭和50年頃から山林原野化した状態で、現在に至ります。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号2 二野からの申請の案件は、二野の方が所有する畑です。

土地の概要は、二野字京ヶ洞外2筆、畑、面積は合計455㎡。昭和19年頃から耕作できなくなり、昭和30年頃から山林原野化した状態で、現在に至ります。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号3 二野からの申請の案件は、二野の方が所有する畑です。

土地の概要は、二野字京ヶ洞、畑、面積は347㎡。平成10年頃から二野工業団地開発に伴い耕作しなくなり、原野化した状態で現在に至ります。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号5 東帷子からの申請の案件は、東帷子の方が所有する畑です。

土地の概要は、東帷子字西田、畑、面積は合計 46 m²。昭和 46 年以前から建物敷地として利用されており、今年解体後、倉庫を新築中です。倉庫の建築地は宅地を含めての一体利用地です。今回、非農地申請を行うものです。

なお、今月の案件中この案件のみ、平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号による農林水産省経営局長通知による「非農地通知」ではありません。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号 1、2、3 二野をお願いします。

奥村(武)委員 受付番号 1、2、3 について、1 番奥村が報告します。

受付番号 1 について、現在竹藪になっております。

受付番号 2 について、二野工業団地ができた斜面の下側で、現地へは行けないような状態です。

受付番号 3 について、2 番と同様です。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 5 東帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号 5 について、16 番勝野が報告します。

相続人が居住していた昭和 46 年頃のものだそうですが、その建物を解体し、倉庫敷地の確認申請をしたところ、建物敷地として利用されていたことが判明し、非農地申請が出されたもので、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号 5 番の関係ですが、農地を宅地として利用して長く住んでいれば、始末書を書いて宅地転用するのではなくて、非農地申請で済ますのと、先ほどもありましたように、倉庫が建っていて始末書を付けて宅地転用するのと、どのように分けるのですか。非農地証明にする場合と始末書を付けて転用を認めてもらう場合とあるようですが、その辺の違いは何ですか。

事務局 登記の方で必要というところで、今回非農地証明がでておりますが、基本的には 4 条の自己転用が原則ですが、20 年以上前に農地でなかったということが証明できるものがあれば、非農地証明の申請をしてもらっているのが現状です。

大澤委員 建物が建っていて 20 年以上 経っているものは非農地証明で、ここ数年の内に黙って宅地化していたものは始末書をつけて転用申請ということで、今回の場合は農地を宅地として勝手に使っていても始末書は要らないということですね。

長い間、20 年使っていれば、始末書なしで、証明願が出れば農業委員会としては認めなくてはいけないということになるわけですね。わかりました。

杉本委員 非農地証明をもらってから、地目変更する場合は宅地として登記するわけですね。

事務局 そうです。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですので、お諮りいたします。日程第 6、受付番号 1 番から 3 番、及び 5 番の議案第 5 号、土地現況確認申請書の承認について、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを証明し、県へ進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
続きまして、受付番号4番を審議します。法第24条の議案審議参与制限により、1番
奥村武司委員の退席をお願いします。
(奥村武司委員退席)

議 長 これより引き続き受付番号4番の審議をいたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 受付番号4 二野からの申請の案件は、二野の方が所有する畑です。
土地の概要は、二野字三作、畑、面積は33m²。昭和45年頃から進入路の不便さから
耕作しなくなり、山林原野化した状態で現在に至ります。今回、非農地申請を行うも
のです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発
言をお願いします。受付番号4 二野をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号4について、5番可児が報告します。
現在は沼田のようになっており、受付番号2、3と同様で、工業団地ができてから入
って行けなくなり、がまの穂とかが生えて耕作できるような状況ではありません。

議 長 只今、可児委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はご
ざいませんか。
【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、受付番号4番の議案第5
号、土地現況確認申請書(非農地)の承認については、原案のとおり申請地が非農地
にあたるものとして、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり通知することに決しました。
ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。
(奥村武司委員着席)

議 長 日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画に対する決定について、を議題とします。なお、受付番号2番は奥村武
司委員が申請人となっていることから、法第24条の議案審議参与制限により審議に加
わることができないため、受付番号1番から2番、3番から12番を先に審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計
画に対する決定について、説明させていただきます。
今回の利用権の設定内容は、使用貸借12件で合計36,057m²の集積となります。
受付番号1番 貸人の久々利の方と借人の土田の法人との間での解除条件付きの使用
貸借権の設定です。
土地の概要は、久々利字八幡前、地目は田、面積は3,039m²、再設定で平成32年ま
での5年間、利用集積を図るものです。
受付番号3番から12番は借り人が同じですのでまとめて説明します。
貸人の二野の方外9名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との
間での使用貸借権の設定です。
土地の概要は、二野字山本外19筆、地目は田、面積は27,365m²、新規設定で平成

37年2月28日までの10年間、利用集積を図るものです。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

奥村(武)委員 説明資料48ページ、受付番号8番の場所が違うと思います。久々利にあると思いますので、後で確認していただければいいですが。

事務局 位置を確認します。

議 長 奥村委員、よろしいですか。他にご意見はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、受付番号1番から2番及び3番から12番の議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認めます。よって、本案件は、原案のとおり承認、決定し市長宛てに報告します。

続きまして、受付番号2番を審議します。法第24条の議案審議参与制限により1番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議 長 これより引き続き受付番号2番の審議をいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 受付番号2番 貸人の二野の方と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、二野字森本外2筆、地目は田、面積は5,653㎡、新規設定で平成37年2月28日までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、受付番号2番の議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認めます。よって、本案件は、原案のとおり承認、決定し市長宛てに報告します。

ここで奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議 長 日程第8、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題とします。

なお、この案件は、1 番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第 24 条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、1 番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議
事
務
局
長

それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する委員会の意見を求めるものです。

議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画のうち受付番号 2 番から受付番号 12 番までに対し、岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人に農地中間管理権が取得されました。

農用地利用配分計画案は、この農地中間管理権により、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、二野字森本外 22 筆、地目は田、面積は 33,016 m²、新規設定で平成 37 年 2 月 28 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議
長

只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議
長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 8、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議
長

異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議
事
務
局
長

日程第 9、議案第 8 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 8 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。

今回は 11 月 25 日から 12 月 25 日までに受理した 14 件の案件について報告させていただきます。

大森の方外 14 名からの届出の案件は、田 39 筆、面積は 33,026.15 m²、畑 50 筆、面積は 10,925.61 m²の合計 89 筆、面積は 43,951.76 m²です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議
長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 | ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議 長 | 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。
これをもちまして、平成27年第1回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
誠に、ご苦勞様でございました。